# 省令

**○総務省令第九十五号**

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十六号）及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百五十五号）の施行に伴い、並びに日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第百三十五号）の規定に基づき、日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年九月十七日

総務大臣　武田　良太

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本国憲法の改正手続に関する法律施行規則（平成二十二年総務省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ［削る］ | （投票人名簿登録証明書の交付の申請等）<br>**第二条**　令第十条第一項の規定による投票人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳若しくは船員であることを証する書面又は法第六十一条第七項に規定する船員手帳に準ずる文書を添えて、文書でしなければならない。<br>２　前項の申請の文書は、別記第三号様式に準じて作成しなければならない。<br>３　投票人名簿登録証明書は、別記第四号様式に準じて調製しなければならない。<br>４　令第十条第三項に規定する総務省令で定める場合は、投票人名簿登録証明書の交付を受けた者がその登録されている投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から公職選挙法施行令第十八条に規定する選挙人名簿登録証明書の交付を受けた場合とする。<br>（投票人名簿の抄本の閲覧の申出）<br>**第三条**　法第二十九条の二第二項第四号に規定する総務省令で定める事項は、同条第一項の規定による申出に係る投票人の氏名、住所その他の当該投票人を特定するに足りる事項とする。<br>２　法第二十九条の二第一項の規定による投票人名簿の抄本の閲覧の申出は、同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び前項に定める事項（次項において「明らかにすべき事項」という。）を記載した文書でしなければならない。<br>３　前項の規定によるほか、申出者は、市町村の選挙管理委員会から明らかにすべき事項を確認するために資料の提出を求められたときは、必要な資料を提出しなければならない。<br>４　閲覧者が投票人名簿の抄本を閲覧するに当たっては、次の各号に掲げるいずれかの書類を提示しなければならない。<br>一　国又は地方公共団体が交付した書類であって、当該閲覧者の写真を貼り付けてあるもの<br>二　閲覧者が本人であることを確認するため、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便により当該閲覧者に対して文書で照会したその回答書及び市町村の選挙管理委員会が適当と認める書類 | （縦覧に供する書面の様式）<br>**第二条**　法第二十四条第一項の規定による縦覧に供する書面は、別記第三号様式に準じて調製しなければならない。<br>（投票人名簿登録証明書の交付の申請等）<br>**第三条**　令第十条第一項の規定による投票人名簿登録証明書の交付の申請は、船員手帳又は船員であることを証する書面を添えて、文書でしなければならない。<br>２　前項の文書は、別記第四号様式に準じて作成しなければならない。<br>３　投票人名簿登録証明書は、別記第五号様式に準じて調製しなければならない。<br>［新設］ |